

通所系事業所への注意点について

<p>ケアプランからサービスの必要性がみえてこない</p> <p>○具体的なケース</p> <ul style="list-style-type: none">▶ ・通所リハビリと訪問リハビリの慢性的な併用利用▶ ・個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り ⇒ 具体的目標を関係者間で共有してください。 ⇒ 報酬改定の際に算定要件を再確認してください。▶ ・サービス利用が目的となっているケアプラン▶ ・高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入	<p>有料老人ホーム等の高齢者向け住まいで生活されている利用者は、サービス内容やサービス事業所、サービス回数などが類似する傾向があります。</p> <p>通所事業所でも、本当に利用者に必要なサービスか等検討していただき、サービス利用に関して問題があるようでしたらケアマネージャーと話し合うようにしてください。</p>
<p>本市への相談時の注意点 part1</p> <p>●よくある質問</p> <ul style="list-style-type: none">・デイサービスを2か所利用してよいか・通所系と訪問系を併用してもよいか・同種の福祉用具を2つ貸与してもよいか など <p>情報収集、アセスメント（サービスの必要性の検討等）をしっかりとってから質問をしてください！</p> <p>※ 事例概要（様式は自由）を求めることがあります。</p>	<p>“デイサービスを2か所利用してよいか”、“送迎先を一時的に変更してもよいか”等の質問はケアマネージャーのアセスメントの内容等を確認し検討しております。</p> <p>利用者のサービス等について質問される際は、まずはケアマネージャーにご相談ください。</p>
<p>本市への相談時の注意点 part2</p> <p>加算等についての質問も多く受けます。こういった質問を受けた際は、『介護報酬の解釈』（通称：青本、赤本、緑本）を確認しながら回答しております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようにしてください。2. 『介護報酬の解釈』で調べてから質問するようにしてください。 (加算等の要件については記載されていることがほとんどです。その上でご不明な場合は、『介護報酬の解釈』のページ数も示し、質問してください。)	<p>加算等についてのご質問を受けた際は、『介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所）』を用いて説明を行っております。</p> <p>事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようしていただき、また、『介護報酬の解釈』で調べてから本市へ質問をするようにしてください。</p>